

イノベーション・エコシステム形成に向けた調査・検討業務委託 仕様書

1 目的・背景

川崎市では、令和8年2月に市内大手企業21社が参加した「Kawasaki Accelerating Open innovation Summit (KAOS)」を開催し、組織の壁を超えた「アイデアソン」形式で、将来の川崎市のイノベーション・エコシステムのビジョンやその具体像と、その実現に向けた具体的な行動やプロジェクトについて検討するワークショップを実施した。また、「新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業」において優先交渉者を決定し、新川崎・創造のもりを中核として、量子技術を核とした多様な研究開発、教育、実証プロジェクトの創出を通じ、世界の量子イノベーションを先導するエコシステムの形成を目指している。

本業務ではKAOSの開催結果を踏まえ、本市の特徴・強みを活かしたイノベーション・エコシステムを構築するためのプラットフォームの必要機能や、企業の参画を生み出すインセンティブの検討、各ステークホルダーとの連携に向けた設計やプラットフォームの自走化に向けた運営体制、資金循環の手法の検討・整理を行うとともに、新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業者と連携し、事業者が主体となって取り組む周辺エリアでのイノベーション創出活動・コミュニティとの連携に向けた方策等を取りまとめることを目的とする。

※「Kawasaki Accelerating Open innovation Summit (KAOS)」

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/prs/280/0000184844.html>

2 契約条件等

(1) 契約期間

契約日から令和9年3月26日まで

(2) 履行場所

川崎市内 他

(3) 契約の種別

委託契約

(4) 契約方法

公募型企画提案方式による特命随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）

3 業務内容

(1) 運営プラットフォームの全体設計と必要機能の実装に向けた検討

KAOS 検討会議体での議論やアイデアソンの意見等を踏まえ、エコシステムを機能させるために必要なプラットフォームの要件定義と、実装に向けた具体的なシス

テム・機能を設計すること。設計に当たっては、本市の特性や市内立地企業の特性を踏まえるとともに、企業がプラットフォームの活動に主体的に関わりたい、投資したいと思える強力なインセンティブ（参画企業のビジネスの成長・発展、実証のフィールドの提供、スタートアップとの連携、規制緩和支援、税制優遇、PR 効果等）が働く仕組みの検討を行うこと。

併せて、企業間連携による協業・共創プロジェクトが提案・創出されやすい環境の醸成、及びプロジェクトを後押しする仕組みや制度についても検討すること。具体的には、参画企業同士の相互理解を深めるコミュニティ形成のあり方や、マッチング後のプロジェクト化を支援するハンズオン伴走体制など、社会実装に向けた道筋を明確にすること。

このうち、本市の事業・制度として新たに立ち上げる必要がある場合は、年度の前半を目途に活動計画を立案すること。

また、スタートアップとの連携や巻き込みの検討に関しては、令和7年度に実施した「川崎市のイノベーション・エコシステム形成に向けた調査・検討に関するアンケート」の結果も踏まえ、適宜、回答者へヒアリング等を行うこと。

必要に応じて、月1回程度開催されるKAOSの事務局会議（市内大手企業7社によるエコシステム検討チーム）に同席し、イノベーション創出、社会実装に向けた事業会社の課題感、ニーズ等を把握し、上記の設計に反映すること。

（2）KAOSの枠組みを発展させたエコシステム運営体制・資金計画の策定

現在のKAOSの枠組みを発展させ、組織の枠を超えて新産業創出を推進する持続可能なエコシステムとして機能させるための「運営体制・仕組み（プラットフォーム）」の開発・設計を行うこと。その際、運営体制を組織化することも選択肢として組織形態等についても比較検討すること。検討にあたっては、行政が直接実施する体制で生じる制約を補完し、新たな枠組みが必要となるロジックを明確にするとともに、新たな枠組みにより実現可能となる価値を分かりやすく示すこと。

プラットフォームの自走化を見据えた、具体的な運営資金確保（会費、企業版ふるさと納税、国補助、クラウドファンディング、寄付等）、予算執行手法の整理・検討を行うこと。

加えて、大手金融機関や地域金融機関、VC、エンジェル投資家等の参画を促すスキームについて検討すること。

運営体制における行政と民間の適切な役割分担および連携方策の整理、中長期的なロードマップ（立ち上げ期、拡大期、自走期）を策定すること。

なお、体制構築や資金獲得の検討作業においては、「エコシステムとして具体的にどのような活動（共創プロジェクトの創出、実証サポート等）を展開していくことが必要か」という活動内容を検討の起点とし、その活動を最大化するために最適

な体制と資金循環が必要であるか、という視点から、体制・資金面での検討、整理を行うこと。その際、先行して自走化や組織化に取り組む国内外の他都市事例も踏まえ、本市に最適なモデルを提案すること。

(3) 新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業者の取組との連携方策の検討

新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業者（三菱地所（株）を代表企業とし、東急不動産（株）、プライムライフテクノロジーズ（株）が参画する企業グループ）が、創造のもりを起点に取り組む量子分野等のエコシステム形成や、すでに首都圏や横浜等の周辺地域で展開しているイノベーション創出活動・コミュニティとの連携方策の検討及び設計を行うこと。連携については、川崎市内にとどまらない広域的なエコシステムとの接続を念頭に検討等を行うこと。

(4) エコシステム運営活動体制の提示

(1)～(3) の業務を踏まえ、川崎版イノベーション・エコシステムの運営活動体制に関する施策提案を行うこと。

(5) 成果報告

上記の業務内容に基づき報告書を取りまとめる。報告書には、打合せや各種ヒアリング等の記録も含む。

4 成果物一覧

- (1) 報告書 電子データ 1部
- (2) その他、収集または作成した資料のうち重要なもの 一式

5 納入期限及び納入場所

成果物は、履行期間の終了日までに納入すること。

納入場所：川崎市経済労働局イノベーション推進部

6 その他

- (1) 新川崎・創造のもりに関する事項等、事業の実施にあたって必要となる基本情報については、市から提供を受けるものとする。
- (2) 本市の条例、規則等を遵守し、本市にとって適切な事業が実施されるよう、本市の立場に立ち、業務を遂行すること。
- (3) 業務の実施にあたっては、本市との連絡会議を実施するなど、十分に協議検討を行うこと。また、必要な事項について積極的に提案を行うこと。
- (4) 取得した個人情報等については、法令等に基づき厳重に管理、保管することはも

とより、他に漏らしたり、流用したりしてはならない。

(5) 業務終了後、個人データは速やかに本市へ返却すること。

(6) 作成したデータ等については、本市に帰属するものとする。

(7) その他、業務の実施に必要な事項及び仕様書に定めのない事項については、本市と受託者で協議の上、決定することとする。